

## 広島県告示第八百八十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定によって、昭和三十六年広島県告示第六百七十六号、昭和五十四年広島県告示第九百七号並びに平成十一年広島県告示第千号、千一号及び千二号で設定した次の鳥獣保護区の存続期間を更新し、平成二十一年十一月一日から施行する。

平成二十一年十月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 一 更新する鳥獣保護区

鶴学園学校林伴鳥獣保護区、石ヶ谷峽・湯の山鳥獣保護区、切串小学校古鷹鳥獣保護区、龍頭峽鳥獣保護区、龍王鳥獣保護区、八本松地区学校林七ツ池鳥獣保護区、久山田鳥獣保護区、黒川明神鳥獣保護区、城山鳥獣保護区、中之町小学校日松山鳥獣保護区、熊野小学校後西鳥獣保護区、君田中学校木呂田鳥獣保護区、高野中学校鳥獣保護区

### 二 一のうち区域表示を変更して更新する鳥獣保護区

#### 1 鶴学園学校林伴鳥獣保護区

広島市安佐南区沼田町地内の主要地方道広島豊平線と市道安佐南四区一四九号線との交点を起点として、同所から同市道を南西方に進み鶴学園工大山荘取付道から西方約一五十メートルの地点の里道との交点に至り、同所から同里道を北方に進み市道安佐南四区一三八号線との交点に至り、同所から同市道を北西方に進み市道安佐南四区一四〇号線との交点に至り、同所から市道安佐南四区一四〇号線を東南方に進み主要地方道広島豊平線との交点に至り、同所から同地方道を南方に進み、起点に至る線に囲まれた区域で字大下四〇六〇番地及び四〇六一番地の区域を除いた区域一円

#### 2 石ヶ谷峽・湯の山鳥獣保護区

広島市佐伯区湯来町大字菅沢石ヶ谷峽橋を起点として、同所から俗称「陰寺原山」山頂に向けて稜線に沿って北西方に進み俗称「陰寺原山」山頂に至り、同所から俗称「藤ヶ頭山」、「尾館山」、「中江山」、「棒洞山」、「香路山」を結ぶ稜線を北西方に進み、広島市と山県郡安芸太田町の行政界との交点に至り、同所から同行政界を北東方に進み、林道天上山線との交点に至り、同所から同林道を南東方に進み、一般国道四三三号線との交点に至り、同所から同国道を南西方に進み、一般国道四八八号線との交点に至り、同所から同国道を南西方に進み、起点に至る線に囲まれた区域一円

#### 3 切串小学校古鷹鳥獣保護区

江田島市江田島町古鷹山七六〇七番地の一及び七六〇七番地の二の区域のうち学校林の区域

#### 4 龍頭峽鳥獣保護区

山県郡安芸太田町大字中筒賀字天上山一三九五番地及び字三谷正木山一三九六番地の龍頭峽自然環境保全地域の区域

#### 5 龍王鳥獣保護区

6 東広島市西条町地内の市道寺家北八号線と特別高圧J R西日本八本松白市間連絡線との交点を起点として、同所から同連絡線を西方に進み大字寺家字行貞花ヶ迫山九五〇の一番地に所在する特別高圧J R西日本八本松白市間連絡線第二十九号鉄塔に至り、同所からNHKテレビ中継所に至る稜線を北東方へ進み同中継所に至り、同所から龍王山山頂の三角点に至る稜線を北方に進み同三角点に至り、同所から大字吉行字五楽一二九二の一に所在する溜池へ至る稜線を南方に進み、同溜池の東端に至り、同所から南方に直進し、山陽自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を西方に進み、市道寺家北八号線との交点に至り、同所から同市道を南方に進み、起点に至る線に囲まれた区域一円

6 八本松地区学校林七ツ池鳥獣保護区  
東広島市八本松町大字原一〇一二番一、九三三四番及び九三三五番の区域

7 黒川明神鳥獣保護区

世羅郡世羅町地内の世羅町道大池線とせらにし青少年旅行村センター取付道との交点を起点とし、同所より同町道を北方に進み同旅行村センター取付道との交点に至り、同所より同旅行村センター取付道を東方に進み、同旅行村周遊道との交点に至り、同所より同周遊道を東方に進み黒川の明神山県自然環境保全地域周遊道との交点に至り、同所より黒川の明神山県自然環境保全地域周遊道を南方に進み、再びせらにし青少年旅行村周遊道との交点に至り、同所より同旅行村周遊道を北方に進み、旅行村センター取付道を経て起点に至る線に囲まれた区域

8 城山鳥獣保護区

旧世羅郡甲山町と旧世羅郡世羅町の境界と世羅町道宮田垣内出口線の交点を起点として、同町道を東方へ進み世羅町道上本町大谷線との交点に至り、同町道を南方へ進み世羅町道大谷西線との交点に至り、同町道を南西方へ進み旧甲山町と世羅町との境界の交点に至り、同境界を北方へ進み起点に至る線に囲まれた区域

9 君田中学校木呂田鳥獣保護区

三次市君田町地内の県道本郷木呂田線と林道太平線との交点を起点として、同所から同境界線を北西方に進み三次市君田町と三次市西河内町の町界との交点に至り、同所から同町界を北西方に進み三次市君田町東入君と同町藤兼の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西方に進み君田中学校林の自然観察道との交点に至り、同所から同観察道を北東方に進み県道本郷木呂田線との交点に至り、同所から同県道を南東方に進み起点に至る線に囲まれた区域

10 高野中学校鳥獣保護区

庄原市高野町大字南字大鬼谷二七三番地の二、二五二番地及び二七四番地の区域

三 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで